
八女市いじめ防止基本方針

1 八女市いじめ防止基本方針策定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、いじめの問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも、国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。しかしながら、未だいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じている。したがって、いじめから一人でも多くの子どもを救うために、児童生徒を取り囲む全市民が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、自己の役割と責任を自覚し、また、児童生徒自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを意識し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

八女市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国・県のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国・県の方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「八女市いじめ防止基本方針」（以下「八女市基本方針」という。）を策定した。

2 いじめの定義及び防止等に関する考え方

(1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような

態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

心理的な影響： 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響： 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

- いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。

また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、児童生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していくことが必要である。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの防止等に関する考え方

県の基本方針におけるいじめの防止等に関する基本的考え方を踏まえ、本市においてもいじ

めの防止等に関しては、①いじめを生まない教育活動の推進、②いじめの早期発見の取組の充実、③いじめの早期対応と継続的指導の充実、④インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応、⑤地域や家庭との積極的連携、⑥関係機関との密接な連携を継続的に図っていくこととする。

① いじめを生まない教育活動の推進

いじめが、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の防止については、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じて次のことを推進していく必要がある。

- ・ 全ての児童生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
- ・ 児童生徒の豊かな情操や道徳心の涵養
- ・ 心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
- ・ ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・ 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
- ・ いじめの問題への取組及び学校・家庭・地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する市民への普及啓発

したがって、いじめを許さない強い心やいじめられている子を思いやる温かい心を持ち、周りの人と協調しながらも、いかなる場面でも自律的に生活を送ることができる子どもを育てるためには、学校・家庭・地域それぞれの場で、意図的・計画的・総合的に取り組む必要がある。そのため、「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動の推進」、「基本的な生活習慣の定着と規範意識の育成」の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進する。

② いじめの早期発見の取組の充実

本市においてはこれまでも、いじめの問題については、早期に発見し、適切に解決することが重要であると考え取り組んできた。

ただし、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全ての大人が連携し、児童生徒のわずかな変化に気付く力を高めることは大変重要である。人間関係のささいなトラブルにおいても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知した上で、適切に解決することが何よりも重要である。

そのため、学校や学校の設置者は、いじめの早期発見の取組として、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実や家庭・地域と連携して見守る取組の充実を図ることとする。

③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、組織的に対応していくことが求められる。

本市の全ての学校においても、これまで進めてきた組織的・継続的指導の一層の徹底を図っていく必要がある。

そのためには、法が規定しているいじめに関する通報・相談のための体制の整備や組織の設置等による指導体制の整備、いじめの問題に関する教職員の対応能力の向上を図る職員研修等を充実させる必要がある。さらには、いじめの問題の解決は、学校だけで解決していかうとするのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して解決を図る姿勢を大切に、日

頃からの連携が可能な体制を構築しておくこととする。

④ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対応

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校や学校の設置者は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。併せて、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備することが必要である。

⑤ 地域や家庭との積極的連携

社会全体で児童生徒を見守り健やかな成長を促すため、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の活用をはじめ、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築に努めるものとする。

⑥ 関係機関との密接な連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会等の対応及び指導だけでは十分に効果を挙げることが困難な場合がある。

また、いじめの中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

さらには、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止のため、事実関係を明確にするための調査等の対応を、法に則って行うことが必要である。

このことから、警察・児童相談所・医療機関・法務局等の人権擁護機関等多様な関係機関と連携できる体制の構築や、関係機関による取組と学校や教育委員会等が連携するなど、より密接な連携を図るよう努めるものとする。

3 いじめの防止等の対策

(1) いじめの防止等に対する八女市の施策

市は、八女市基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じる。

① 八女市いじめの防止等のための組織等の設置

ア 八女市いじめ問題対策連絡協議会

市は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るため、「八女市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

その委員は、八女市内の学校、八女市家庭児童相談室、福岡県久留米児童相談所、福岡県法務局八女支局、福岡県八女警察署、八女市小中学校PTA連合会、八女市青少年育成市民の会、教育委員会（教育委員会事務局を含む。）などの機関に所属する職員又は団体の構成員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

連絡協議会は、以下の事項について協議を行う。

- いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策に関すること。
- 市立小、中、義務教育学校の取組についての協議、情報交換等に関すること。
- 児童生徒、保護者、教職員に対する啓発事業その他必要な事項に関すること。

イ 八女市いじめ問題専門委員会

八女市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は法第14条第3項に基づき、連絡協議会の円滑な連携の下に、教育委員会の諮問に応じて、いじめ防止等のための対策、法28条第1項に規定する調査に関すること、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するために、教育委員会の附属機関として、「八女市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

また、この専門委員会の委員は、専門的知識及び経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命し、公平性・中立性が確保されるように努める。

さらに、教育委員会は専門委員会に特別の事項を審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置く。臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

なお、第28条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として教育委員会が行う場合、この専門委員会を調査を行う組織とする。

専門委員会は、以下の機能を担うものとする。

- いじめの防止等のための調査研究等の有効な対策の検討を行う。
- 市立小、中、義務教育学校におけるいじめに関する通報または相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整する等の問題解決を図る。
- 市立小、中、義務教育学校におけるいじめの事案について、市教育委員会が学校からいじめの報告を受け、第24条に基づき教育委員会自ら行う必要な調査を実施する。
- 重大事態が発生した場合における質問票の使用や、その他の適切な方法による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめ防止推進法に基づく学校の取組状況の把握と検証

教育委員会は、県の実施する年3回の調査にあわせて連携し、当該方針に基づく学校のいじめ問題への取組状況を調査するとともに、連絡協議会において、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかを検証し、検証の結果を学校の指導改善に生かすよう指導する。

エ 学校における組織等の設置に対する支援

教育委員会は、学校におけるいじめの防止等に関する措置が実効的に行われるようにするため、「いじめ問題専門委員会」への情報提供や関係機関等との連携体制の構築、市スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心理カウンセラーの活用等による人材の確保や予算措置等の必要な措置を講ずるように努める。

オ 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、連絡協議会の定期的な実施やその内容の充実を図るとともに、「学校警察連絡協議会」との連携や県・各市町及び警察等関係機関との連携の強化に努める。

② いじめ防止等のために八女市が実施すべき施策（法律事項の整理）

上記のほか、八女市が実施すべき施策は次の通りである。

ア いじめを生まない教育活動の推進

- これまで県総合対策において示してきた道徳教育・心の教育の推進や体験的・実践的活動の推進、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等、既存の取組を引き続き推進する。

【法第15条対応】

- これまで県総合対策に基づき取り組んできた教育委員会や各学校等におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。【法第15条対応】

イ いじめの早期発見

- いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めるため、県作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用の一層の徹底を図る。

- これまで県総合対策で取り組んできた、いじめアンケート等の月1回の実施や教育相談活動の実施等、既存の取組を引き続き推進する。【法第16条対応】

- 法が規定するいじめの通報・相談の徹底と認知したいじめへの迅速で的確な対応を図るため、県と連携し、学校で認知したいじめに関する教育委員会・県教育委員会への報告体制の整備に努める。【法第16条・法第23条対応】

ウ いじめへの早期対応

- これまで県総合対策に基づき取り組んできた「校内いじめ問題対策委員会」等の月1回開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等、既存の取組を引き続き推進する。

- 県と連携し、家庭用リーフレットにおけるインターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめに児童生徒が巻き込まれていないかパトロールする機関・団体の取組支援や、このようないじめに対処する体制の整備に努める。【法第19条対応】

- 出席停止制度等の適切な運用及び学校における毅然とした組織的な指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導及び再発防止の徹底を引き続き推進する。【法第26条対応】

- 学校だけでは対応が困難な事案に対して、要保護対策協議会との連携や家庭児童相談室等の支援チームの学校への派遣や県と連携したいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決を支援する。【法第18条対応】

- 必要がある場合は、教育委員会の下で専門委員会により調査を行う。

【法第24条対応】

エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

- いじめの問題の早期対応に向けて、八女市教育相談室が窓口になり、県と連携してスクールカウンセラー等外部の専門家を要請したり、八女市単独のスクールソーシャルワーカーや心理カウンセラーなどを派遣したりして、学校の教育相談

機能の向上に努める。【法第18条対応】

- 市教育相談室や県と連携しホットライン24相談窓口の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。

【法第16条・法第21条対応】

- 学校の求めに応じて派遣される人材の確保等必要な措置のため、八女市いじめ問題対策連絡協議会の開催をはじめ、教育相談体制の整備に係る対策の充実に努め、関係機関・団体等との連携をより一層強化する。【法第17条対応】

オ 教員研修の充実

- 各地域や学校においていじめの問題に関する教職員の資質の向上を図るため、県と連携し、いじめの問題に特化した研修を実施する。また、八女市立学校すべてにおいて夏季休業終了までに必ず1回教職員の研修を行い、研修の結果を報告させる。【法第18条対応】
- 県教育センターと連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、校内研修指導資料等の成果の活用を促進する。【法第20条対応】

カ 保護者・地域等への働きかけ

- 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県と連携し、いじめに特化したリーフレットや相談窓口の紹介カードの配布など家庭への、啓発活動を推進する。【法第19条対応】
- インターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、県と連携し、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。【法第19条対応】
- 八女市PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努める。【法第17条対応】

キ 適切な学校評価・教員評価

- 学校評価の中のいじめに関する項目については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかを重視した評価をすることが必要である。【法第34条対応】
- 学校評価においていじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行うよう学校を指導する。【法第34条対応】
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かすよう学校を指導する。【法第34条対応】
- 教員評価の中のいじめに関する項目については、県教育委員会の「人事評価の手引」を参考に、評価を行い、その後の取組に活かされるよう学校を指導する。【法第34条対応】

(2) いじめの防止等に対する学校の施策

学校は、法第13条の規定に基づいて学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、さらに組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめ防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、八女市（八女市教育委員会）とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

① 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国又は市の基本方針を参酌し、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

イ 「校内いじめ問題対策委員会」の設置（組織の名称は学校の判断による）

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「校内いじめ問題対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上課題に対応するための組織として位置づけられている既存の「校内いじめ問題対策委員会」等を活用した取組を継続することが適切である。なお、組織の名称は、学校の判断による。

また、「校内いじめ問題対策委員会」等には、必要に応じて、八女市（八女市教育委員会）の支援や県と連携の上、心理・福祉の専門家、教員・警察官経験者等の外部の専門家を位置付け、必要に応じて活用することができる体制を構築する必要がある。

学校における組織の主な役割としては、次のようなものが考えられる。

- 学校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 学校における、いじめであるかどうかの判断
- 関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核

ウ いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価と検証

学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づく学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「校内いじめ問題対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を記録に残し、指導の改善に活かすようにする。なお、評価・検証に際しては、本県が適宜実施する各学校におけるいじめの問題への取組状況についての調査結果を参照する。

エ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に八女警察署等と連携する必要がある。

いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、八女市（八女市教育委員会）との連携や連絡協議会、校区教育相談ネットワーク会議や要保護児童

対策連絡協議会、学校警察連絡協議会への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い、警察等関係機関との連携の強化に努める。

オ 適切な学校評価・教員評価

- いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかを重視した評価をする。
- いじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置付けられたP D C Aサイクルに基づき行う。
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。
- いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。

② いじめ防止等のために学校が実施すべき施策（法律事項の整理）

上記のほか、法が求める学校が実施すべき施策について、県総合対策との関連をもとに整理すると次のとおりである。

ア いじめを生まない教育活動の推進

- 県総合対策において示されている、命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実、命を大切にすることを育む体験活動の充実、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等の取組を引き続き推進する。【法第15条対応】
- 県総合対策において示されている、学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。また、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、児童会、生徒会活動等、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう指導・支援する。【法第15条対応】

イ いじめの早期発見

児童生徒に関する情報を全職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係構築等に努め、児童生徒が示す変化やシグナルを見逃さないようアンテナを高く保つようにする。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見・実態把握に取り組む。

- いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教育委員会作成）の活用の一層の徹底を図る。
- 県総合対策において示されている、いじめアンケート等の月1回の実施や教育相談活動の実施等の取組を引き続き推進する。【法第16条対応】
- 相談・通報等を受けた学校は、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置により客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに八女市教育委員会に報告しなければならない。【法第23条対応】
- 法が規定するいじめの通報・相談への迅速で的確な対応を図るため、八女市立小中、義務教育学校においては県や八女市教育委員会と連携し、いじめの相談・通報に

対する調査結果の八女市教育委員会・県教育委員会への報告体制を構築する。【法第16条・法第23条対応】

ウ いじめの早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で組織的に、迅速に取り組む。

- 県総合対策において示されている「校内いじめ問題対策委員会」等の月1回以上の開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を引き続き推進する。
- 被害生徒の権利利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に引き続き努める。【法第16条・法第23条対応】
- 市立小、中、義務教育学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を引き続き推進する。【法第25条・法第26条対応】
- 市立小、中、義務教育学校においては、学校だけでは対応が困難な事案に対して、八女市の支援チームや県と連携したいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。【法第18条対応】

エ 児童生徒理解と教育相談体制の整備

- いじめの問題の早期対応に向けて、八女市教育委員会・県と連携してスクールカウンセラー等外部の専門家を活用したり、八女市単独のスクールソーシャルワーカー、心理カウンセラーなどを活用したりして、学校の教育相談機能の向上に努める。【法第18条対応】
- 八女市教育相談室や子どもホットライン24などの相談窓口の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。【法第16条・法第21条対応】
- 学校の求めに応じて派遣される人材の確保のため、県や八女市教育委員会と連携し、教育相談体制の整備に係る対策の充実に努めるとともに、関係機関・団体等との連携をより一層強化するよう努める。

オ 教員研修の充実

- 学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県や八女市教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解をはじめいじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。特に、毎年、夏季休業日終了までに必ず1回は研修を行い、その成果を市教育委員会へ報告する。【法第18条対応】
- 県教育センターと連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、調査研究成果である校内研修指導資料等の活用に努める。【法第20条対応】

カ 保護者・地域等への働きかけ

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県や市と連携し、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布など家庭への支援を継続

し、啓発活動を推進する。【法第21条対応】

- 家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、県や市と連携し、家庭用リーフレットにおけるインターネットを通じて行われるいじめに関する内容を周知する。【法第19条対応】
- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や企業による地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努める。
- 学校のいじめ防止対策基本方針をHPに掲載し情報発信する。【法第17条対応】

キ 適切な学校評価・教員評価

- いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているかについて評価する。【法第34条対応】
- いじめの取組に関する評価は、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたPDCAサイクルに基づき行う。【法第34条対応】
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以後の取組に活かす。【法第34条対応】
- いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に活かす。

③ 学校におけるいじめ防止等に関する措置

学校の設置者及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめに対する措置

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在

を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うことが重要である。指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・ いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、
- ・ いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- 発達しょうがいを含む、しょうがいのある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒のしょうがいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性しょうがいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性しょうがいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校

の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 法28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- 法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - (例) ◇ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ◇ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ◇ 精神性の疾患を発症した場合
- 法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間

30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、八女市（八女市教育委員会）又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。
児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への対処として実施すべき事項

① 八女市が実施すべき事項（法律事項の整理）

ア 八女市長

- 八女市立学校における重大事態発生 の報告を受け、必要があると認めるときは、再調査を実施（法第30条第2項）
- 八女市立学校における重大事態について再調査を行った場合、結果を八女市議会に報告（法第30条第3項）
- 八女市立学校における重大事態の再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を実施（法第30条第5項）

イ 八女市教育委員会

- 学校の設置者において調査する場合、調査組織の設置及び事実関係の調査（法第28条第1項）
- 学校の設置者において調査する場合、調査を行った際のいじめを受けた児童等及び保護者への事実関係等の情報提供（法第28条第2項）
- 学校が調査を行う場合、調査及び情報の提供について必要な支援、指導を実施（法第28条第3項）
- 八女市立学校における重大事態の再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を実施（法第30条第5項）

② 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）

- 学校において調査する場合、調査組織の設置及び事実関係の調査（法第28条第1項）
- 学校において調査する場合、調査を行った際のいじめを受けた児童等及び保護者への事実関係等の情報提供（法第28条第2項）
- 重大事態が発生した場合、八女市教育委員会を通じて、八女市長に報告（法第30条第1項）

(3) 八女市（八女市教育委員会）又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 八女市（八女市教育委員会）における重大事態の発生と調査

- 八女市教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体や調査組織について判断した上で、事態への対処及び再発防止のための調査を行わなければならない。
- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結

果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、八女市（八女市教育委員会）において調査を実施する。

- 学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、八女市（八女市教育委員会）は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。
- 調査の際には、当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にすることに努める。
- いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。ただし、その際、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携して適切に役割分担等を行い、実施する。

イ 学校における重大事態の発生と調査

- 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに八女市(八女市教育委員会)に、事態発生について報告しなければならない。
- 学校は、八女市(八女市教育委員会)の判断に基づき調査主体となった場合、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にするように努める。
- いじめられた児童生徒又は保護者が希望し、第28条第1項の調査に並行して市長による調査を実施する場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、並行して行われる調査主体と密接に連携して適切に役割分担等を行い、実施することが必要である。
- 学校は、調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力しなければならない。

② 調査を行うための組織

ア 八女市（八女市教育委員会）における組織

- 調査の際に、八女市教育委員会が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、法第14条第3項における附属機関である「八女市いじめ問題専門委員会」を母体とする。そのため、平時から附属機関を設置しておく。
- 組織に加える専門家の構成については、専門的知識及び経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命し、公平性・中立性が確保されるように努める。

また、教育委員会は特別の事項を審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置く。臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

イ 学校における組織

- 調査の際に、学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は、「校内いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。
- 組織に加える専門家の構成については、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識又は経験を有する者とするのが望ましい。

- 組織に加える専門家は、八女市教育委員会や県教育委員会と連携し、当該重大事態の性質に応じて、職能団体や大学、学会からの推薦等による方法で選出する。
- 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ◇ いつ（いつ頃から）、
- ◇ 誰から行われ、
- ◇ どのような態様であったか、
- ◇ いじめを生んだ背景事情、
- ◇ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、
- ◇ 学校・教職員がどのように対応したか、

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と八女市（八女市教育委員会）が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。したがって、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢で、八女市（八女市教育委員会）又は学校は、附属機関に対し積極的に資料を提供する。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。
- いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- これらの調査を行うに当たっては、国が示している「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、八女市（八女市教育委員会）は、より積極的に学校を指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）

- いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定

める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意して、国が示す調査の指針を参考とする。

万一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、八女市（八女市教育委員会）又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、八女市（八女市教育委員会）又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、八女市（八女市教育委員会）は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。
- 報道機関は、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺の連鎖の可能性などを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にして、報道の在り方には特別の注意をするように努め、八女市（八女市教育委員会）は、自殺に関する報道等に関して、積極的に報道機関に協力を求める。

④ その他留意事項

いじめに対する措置第23条第2項に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。

このことから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、同条同項による措置により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判

断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、八女市（八女市教育委員会）の積極的な支援が必要となる。例えば、特に八女市教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等弾力的な対応を検討することが必要である。

さらに、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。八女市（八女市教育委員会）及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮をする。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

○ 八女市（八女市教育委員会）又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

○ 情報の提供に当たっては、八女市（八女市教育委員会）又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、八女市（八女市教育委員会）は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

○ 調査結果は、速やかに報告を行う。調査結果の報告先は、下記の通りである。

- ・ 学校→教育委員会→市長
- ・ 県教育委員会

○ ①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて八女市長等に送付する。

(5) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 八女市いじめ問題調査委員会による再調査

○ 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

- 市は、法第30条第2項の規定に基づき、八女市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- 委員は、知識及び経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

- 八女市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な教育予算の確保等の措置を講ずる。（第30条第5項）
- 八女市立小、中、義務教育学校について再調査を行ったとき、八女市長はその結果を議会に報告しなければならない。その場合、個人のプライバシーに対しては、必要な配慮を確保する。（第30条第3項）

※ 重大事態発生時の対応の流れ

